

第 7 5 号議案

新宮町国民健康保険出産費資金貸付基金条例を廃止する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 9 月 3 日

新宮町長 桐 島 光 昭

理 由

出産育児一時金の直接支払制度の定着に伴い、新宮町国民健康保険出産費資金貸付基金による貸付けの必要性がなくなり、今後利用する者が見込めないため、新宮町国民健康保険出産費資金貸付基金条例を廃止するもので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により町議会の議決を求めるものである。

新宮町条例第 号

新宮町国民健康保険出産費資金貸付基金条例を廃止する条例

新宮町国民健康保険出産費資金貸付基金条例（平成13年新宮町条例第26号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。